⑺ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

② have Grade A, B, C or D on "provision of services" in Kanto Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024

③ not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.

④ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

⑤ The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.

⑥ Requirements about an information management system Submit the materials related to the fulfillment system related to information security in this business to the department in charge and obtain the consent by the deadline for submitting the proposal or bid. In addition, Check the results of the Competitive qualification and judge the agreement or disagreement.

⑦ Other details, by the tender documentation.

⑻ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 13: 00　17 Feburary, 2023

⑼ Time-limit for tender: 16: 00　14 March, 2023

⑽ Contact point for the notice: NAKABATA Yasuyo Contract Section, Accounting Division, Tonegawa Jyoryu River Office, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―19―1 Kurihashikita, Kuki-Shi, Saitama-Ken, 349―1198 Japan, TEL 0480―52―3953 ex. 224

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、予定価格の妥当性を判断するための参考とする参考見積書の提出を求める「見積確認方式」、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。

令和５年１月６日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局利根川下流河川事務所長

内堀寿美男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　12

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

Ｒ５北千葉導水路で使用する特別高圧電気（電子調達システム対象案件）

①　契約電力　3,700kW

予定使用電力量　9,765,426kWh

②　契約電力　2,200kW

予定使用電力量　3,021,955kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による

⑷　使用期間　令和５年６月１日から令和６年５月31日まで。

⑸　需要場所

①　千葉県印西市発作1207

②　千葉県柏市戸張新田四反町26

上記需要場所の詳細は入札説明書による。

⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

①　電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子証明書を取得していること。

②　電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

２　競争参加資格

⑴　入札参加者に要求される資格

⒜　基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」で、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。

④　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

⑦　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

⑧　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑨　再生可能エネルギー電源の割当計画が仕様書に定める再生可能エネルギー比率を満たす計画となっていること。

３　証明書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）

https://www.geps.go.jp/

〒287―8510 千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所経理課専門調査官　電話0478―52―6362　内線405

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

①　交付期間　令和５年１月６日から令和５年３月７日までとする。

②　交付場所及び交付方法　電子調達システムにより交付する。

ダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。

https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html

やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は令和５年１月６日から令和５年３月６日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、８時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。